

建築物等の解体等の作業における石綿障害予防規則適用一覧表

平成 26 年 7 月 1 日
一般社団法人 J A T I 協会

本表は、建築物、工作物又は鋼製の船舶等の解体等の作業時に、石綿障害予防規則がどのように適用されるかを示したものであり、平成 26 年 6 月 1 日の同規則改正に合わせて改訂した

対象となるのは、石綿及び石綿含有率が 0.1 重量%を超える製剤(製品)であり、石綿とは、繊維状を呈している①クリソタイル(白石綿)、②アモサイト(茶石綿)、③クロシドライト(青石綿)、④トレモライト、⑤アクチノライト、⑥アンソフィライトをいう。

解体等に際しては、石綿障害予防規則だけでなく、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針、関連通達等を参考にして作業を実施することが必要である。

なお、適用の有無は、○：適用、△：場合によって適用、×：適用せずとして示した。

実施項目	吹付け石綿の処理 【レベル1】			石綿含有耐火被覆板・断熱材・保温材の解体・改修 【レベル2】		その他の石綿含有建材(成形板等)の解体・改修 【レベル3】	石綿製品の取扱い作業(ばく露するおそれのない作業は除く)
	除去	封じ込め及び石綿等の切断等の作業を伴う囲い込み	左記以外の囲い込み作業は【レベル2】相当	石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業を伴う作業	左記以外の作業		
事前調査(第3条)	○	○	○	○	○	○	×
作業計画(第4条)	○	○	○	○	○	○	×
作業の届出(工事直前まで)…(第5条)	○ ^{注1}	○	○	○	○	×	×
吹付け石綿除去作業場所の隔離(第6条)	○	○	×	○	×	×	×
除去以外の労働者の立入禁止/表示(第7条)	×	×	○	×	○	×	×
請負人に石綿使用状況の通知(第8条)	○	○	○	○	○	○	×
注文者の衛生コストに対する配慮(第9条)	○	○	○	○	○	○	×
切断等の措置:湿潤化(第13条)	○	○	○	○	○	○	△ ^{注2}
切断等の措置:呼吸用保護具(第14条)	○ ^{注3}	○	○	○	○	○	△ ^{注2}
関係者以外の立入禁止/表示(第15条)	○	○	○	○	○	○	○
石綿作業主任者の選任/職務(第19~20条)	○	○	○	○	○	○	○
特別の教育の実施(第27条)	○	○	○	○	○	○	×
洗浄設備(第31条)	○	○	○	○	○	○	○
容器等(第32条)	○	○	○	○	○	○	○
使用された器具等の付着物の除去(第32条の2)	○	○	○	○	○	○	○
喫煙等の禁止/掲示(第33~34条)	○	○	○	○	○	○	○
作業の記録(第35条)	△ ^{注4}	△ ^{注4}	△ ^{注4}	△ ^{注4}	△ ^{注4}	△ ^{注4}	△ ^{注4}
作業環境測定、評価/措置(第36~39条)	△ ^{注5}	△ ^{注5}	△ ^{注5}	△ ^{注5}	△ ^{注5}	△ ^{注5}	△ ^{注5}
健康診断の実施/報告(第40~43条)	△ ^{注4}	△ ^{注4}	△ ^{注4}	△ ^{注4}	△ ^{注4}	△ ^{注4}	△ ^{注4}
呼吸用保護具の備付け(第44~45条)	○	○	○	○	○	○	○
保護具の持ち帰り禁止(第46条) ^{注6}	○	○	○	○	○	○	○

注1) 耐火・準耐火建築物の吹付け石綿の除去作業を行う場合は、安衛則第90条により14日前までに届出が必要。

注2) 石綿粉じんの発散のおそれがある作業の場合。

注3) 電動ファン付き呼吸用保護具又は同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用。

注4) 常時作業の場合。

注5) 6ヶ月以上作業を行う場合。

注6) 保護具に付着した石綿を除去した場合は適用外。

備考1: ①吹付け石綿には、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有吹付けパーミキュライト、石綿含有吹付けパーライトがある。

②石綿含有耐火被覆板とは、耐火性能を確保するために梁、柱等に被覆されるもので、石綿含有耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第二種がある。

③石綿含有断熱材には、煙突用断熱材、屋根折版用断熱材がある。

④石綿含有保温材には、石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有パーミキュライト保温材、石綿含有不定形保温材(石綿含有水練り保温材)がある。

備考2: 事前調査については、厚労省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.01版]」、環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル2014.6」、国土交通省ホームページ「目で見えるアスベスト建材第2版」等が参考になる。